

横浜市立泉が丘中学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月25日制定（令和6年2月19日改定）

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）で決められた定義であり国と同一とする。

法第2条にあるように「いじめ」とは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止等に向けての基本的理念

横浜市基本方針の基本理念のもと、市、学校、地域社会で生徒の健全育成を図り、いじめのない社会、地域、学校の実現を目指します。

泉が丘中学校の学校教育目標を示す三つの言葉、「自立」「共生」そして「挑戦」に込められた目指す生徒像の実現に向けた基本理念を掲げます。

- ①自身の価値を理解し自信をもって、自ら学び、自ら行動できる生徒を育成します。
- ②他人の良さと可能性を認め、人を尊重することが出来る生徒を育成します。
- ③いじめは絶対に許さない、許されない行為であることを理解し、社会の規範意識の高い生徒を育成します。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成員

校長、副校長、各部長、専任、養護教諭、教務主任、各学年主任とするが、実態等に応じて、柔軟に対応する。その他、必要に応じて関係職員、SCやSSW、関連機関等の参加を求めるものとします。

(2) 委員会の運営

- ①「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上定期的に開催します。
- ②いじめを認知した際は、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催します。
- ③校長は、対応方針を決定するとともに会議録を作成、保管し、進捗の管理を行います。

(3) 委員会の活動内容

①未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを全ての教科領域・活動場面で推進できるよう立案、計画をします。
- ・いじめ防止基本方針だけでなく、学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動内容を生徒及び保護者に周知します。

②早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置をします。
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に関わる情報の収集と記録を共有します。
- ・いじめの疑いを含め、いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断をします。
- ・いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施します。

3 「いじめの未然防止、早期発見・事案対処」の具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止

- ①生徒一人ひとりが自己肯定感を高め、自己有用感が感じられるように、学校生活での指導及びわかりやすい授業づくりを実施します。
- ②いじめを許さない風土づくりを目指す為に、人権教育や道徳教育を推進し、規範意識を高め、他者理解を深めさせます。
- ③「ネット文化」の危険性を理解させるために、スマホ・携帯安全講演会等を通して、情報モラル教育を行います。
- ④子どもの健全育成のために、学校、家庭、地域が情報交換や研修等、連携した指導を行います。

(2) いじめの早期発見

- ①生徒の小さな変化や状態を感知し、情報を全職員で共有することにより、いじめを見逃さない教職員の見守り体制の充実を図ります。
- ②1ヶ月に1回の定期的なアンケート、教育相談、いじめ解決一斉キャンペーンの実施等を行います。
- ③保護者、地域、関係機関との信頼関係を深め、随時情報を共有する等、連携を図ります。
- ④いじめの定義理解を含む教職員の研修を実施します。

(3) いじめに対する措置

- ①被害生徒及び保護者への支援（安心・安全な生活を過ごすことができるよう、最後まで守り通す指導と見守り活動、事情や心情を踏まえながら生徒や保護者の状態に合わせた継続的な面談活動の実施）、加害生徒及び保護者への指導・支援（教育的配慮のもと、事情や心情を踏まえ、毅然とした態度で保護者と共に再発防止に向け指導する）をし、連携した対応を図ります。
- ②いじめに関する相談や訴えがあった場合、または在籍する生徒がいじめをうけていると思われるときは、「いじめ防止対策委員会」での情報共有と記録、支援体制の構築を行い、その事実を学校の設置者である横浜市教育委員会に速やかに報告します。
- ③いじめが犯罪行為として重きものである場合においては、警察署等関係機関との連携をします。

(4) いじめの解消

- ①いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があることとします。
 - ・いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
 - ・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ②いじめの解消まで、保護者と連携して生徒に寄り添う支援を行っていきます。

(5) 教職員などへの研修

- ①教職員がいじめを早期発見するための小さな変化を見逃さない感度を高められる実践的な研修（生徒理解研修等）を実施します。
- ②教育委員会主催の研修も適宜受講し、「学校いじめ対策防止委員会」等で内容を報告し、共有します。

(6) 学校運営協議会等の活用

「学校運営協議会」や「泉が丘中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者・地域・学区の小学校と共有し、連携・協働して取り組んでいきます。

(7)【具体的な取組内容】

月	取 組 内 容	
毎月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止対策委員会（月1回以上・随時） ・いじめ研修（職員会議にて） ・振り返りアンケート（全校生徒） ・全校朝会での啓発 ・学年朝会や学年集会での啓発 ・中学校区専任教諭連絡会 ・道徳科において、生命尊重、個性の尊重など人権やいじめ防止に関わる項目を扱う。 	
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・スマホ・ケータイ安全教室（全校生徒） ・いじめの定義・生徒理解研修会（全職員） ・教育相談（全校生徒） 	学校運営協議会での情報発信
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート、面談（全校生徒） 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談（全校生徒） ・横浜子ども会議への出席、報告（生徒会） 	学家地・地区懇談会での情報発信 学校運営協議会での情報発信
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・YP アセスメント（全校生徒） ・教育相談（全校生徒） 	
9月 10月		学校運営協議会での情報発信
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談（全校生徒） ・学校評価アンケート（生徒・保護者・地域・職員） ・人権標語づくり、人権講演会（全校生徒） ・いじめ防止挨拶運動（生徒会主催） ・いじめアンケート、面談（全校生徒） 	
1月 2月	<ul style="list-style-type: none"> ・YP アセスメント実施（全校生徒） ・教育相談（全校生徒） ・新入生保護者説明会でいじめ防止対策について説明 	学校運営協議会での情報発信
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・年間の振り返り、新年度への引継ぎ 	

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項において、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされています。

(2) 発生の報告

泉が丘中学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに横浜市教育委員（西部学校教育事務所）に報告します。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

(1) 泉が丘中学校は、いじめに対する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取り組み等の点検・見直しを行います。

（PDCAサイクル）

また必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じることとします。

6 参考資料

(1) 「横浜市いじめ防止基本方針」（平成29年10年改定）

(2) 「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学省 平成29年3月14日改定）